

○草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱

平成27年6月24日

告示第180号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を実施する者に対し、草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）および児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）ならびに草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第32号。以下「基準条例」という。）および規則の例による。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）が市内で実施する放課後児童健全育成事業であって、別表第1左欄に掲げる項目について同表右欄に掲げる基準を満たしているものとする。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、次のいずれかに該当する者であって、民設児童育成クラブ（児童厚生施設）の整備等について市が公募を行い、草津市社会福祉法人等審査会による審議を経て市長が選定したものとする。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 公益社団法人
- (3) 公益財団法人
- (4) 一般社団法人

- (5) 一般財団法人
- (6) 学校法人
- (7) 特定非営利活動法人
- (8) 営利を目的としない団体
- (9) 株式会社
- (10) 有限会社

(補助対象経費等)

第5条 この要綱における補助金の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、補助基準額および補助金の対象となる経費は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 運営費補助 別表第2のとおり
- (2) 賃借料補助 別表第3のとおり
- (3) 送迎費補助 別表第3のとおり

2 補助金は、規則第16条第2項の規定により概算払により交付するものとする。

3 補助金の額は、補助基準額と補助対象経費のいずれか少ない額とする。

4 市長は、補助金の交付決定後、補助金を4回以内に分割して交付するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、草津市民設児童育成クラブ補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類（障害児加算を請求しない場合は第10号に掲げる書類を除く。）を添えて、市長が定める日までに、申請しなければならない。

- (1) 団体の規約等
- (2) 役員名簿
- (3) 児童名簿（別記様式第2号）
- (4) 支援員等名簿（別記様式第3号）
- (5) 所要額調書（別記様式第4号）
- (6) 運営費補助積算調書（別記様式第5号）
- (7) 収支予算書（別記様式第6号）
- (8) 事業計画書（別記様式第7号）

- (9) 施設の案内図および平面図
- (10) 施設の賃貸借契約書の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類
(状況報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、各月の末日から起算して10日以内に保育料実績報告書（別記様式第8号）および出席人数報告書（別記様式第9号）を提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類）

第8条 規則第13条の補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添付し、当該会計年度終了後の4月10日までに報告しなければならない。

- (1) 業務実施体制（別記様式第10号）
- (2) 業務実績報告書（別記様式第11号）
- (3) 職員研修実績報告書（別記様式第12号）
- (4) 所要額実績調書（別記様式第13号）
- (5) 運営費補助積算調書（別記様式第14号）
- (6) 収支内訳書（別記様式第15号）
- (7) 送迎費の実支出額が確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

（書類の整備等）

第9条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入および支出の経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿および証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

3 市長は、補助対象事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して当該補助対象事業の遂行の状況に関し報告を求め、事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査し、もしくは必要な指示をすることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行し、平成27年度以後に実施される補助対象事業について適用する。

付 則（平成28年4月1日告示第63号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年6月27日告示第173号）

この要綱は、平成29年6月27日から施行し、平成29年度以後に実施される補助対象事業について適用する。

付 則（平成30年5月24日告示第198号）

この要綱は、平成30年5月24日から施行し、平成30年度以後に実施される補助対象事業について適用する。

付 則（令和元年7月2日告示第50号）

この要綱は、令和元年7月2日から施行し、令和元年度以後に実施される補助対象事業について適用する。

付 則（令和2年3月31日告示第77号）

この要綱は、令和2年3月31日から施行し、令和2年1月16日以降に実施される補助対象事業に適用する。

付 則（令和2年6月16日告示第211号）

この要綱は、令和2年6月16日から施行し、令和2年度以後に実施される補助対象事業について適用する。

付 則（令和4年9月22日告示第268号）

この要綱は、令和4年9月22日から施行し、令和4年度以後に実施される補助対象事業について適用する。

付 則（令和5年4月1日告示第133号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度以後に実施される補助対象事業について適用する。

付 則（令和7年4月1日告示第155号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度以後に実施される補助対象事業について適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

対象児童	小学校に通学する児童
開設日	月曜日から土曜日まで（休所日を除く。）
休所日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
保育時間	学校課業日：授業終了後から午後7時 学校休業日：午前8時から午後7時
保育料	草津市児童育成クラブ条例（昭和61年草津市条例第25号）に規定する額を徴収することとする。

備考 運営および設備基準については、基準条例、草津市児童育成クラブ条例および草津市児童育成クラブ条例施行規則（昭和61年草津市規則第40号）を遵守するものとする。

なお、開設日を増やす場合、保育時間を延長する場合その他事業を実施する場合は、市と事前に協議のうえ、別途独自の基準により費用を徴収することができるものとする。

別表第 2（第 5 条第 1 項第 1 号関係）

補助要件、基準額および補助基準額	補助対象経費
補助要件および基準額は、次の 1 から 3 までのとおりとし、基準額から徴収すべき保育料（別表第 1 の「保育料」をいう。）の額を差し引いた額を補助基準額とする。 1 基本分 基準額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 学習や運動教室との連携、昼食提供サービスなど、多くの児童の受け入れに資する魅力ある事業を実施し、民設児童育成クラブを利用する児童数（4 月 1 日における通年利用の児童数をいう。）が次のいずれかに該当する場合 次の表の左欄の児童数の区分に応じ、右欄に掲げる額	民設児童育成クラブの運営に係る人件費、児童活動費および施設維持管理等経費（別表第 3 に掲げる補助対象経費を除

ア 施設の定員が30人以下の場合は24人以上

く。)

イ 施設の定員が30人を超える場合にあっては32人以上

児童数区分	基準額
20人以上30人未満	9, 567, 948円
30人以上40人未満	9, 711, 942円
40人以上45人未満	9, 855, 935円
45人以上50人未満	18, 352, 135円
50人以上60人未満	18, 496, 128円
60人以上70人未満	18, 640, 122円
70人以上80人未満	18, 784, 115円
80人以上	18, 928, 108円

(2) その他の場合 次の表の左欄の児童数の区分に応じ、右欄に掲げる額

児童数区分	基準額
20人未満	8, 338, 554円
20人以上30人未満	8, 482, 548円
30人以上40人未満	8, 626, 542円
40人以上45人未満	8, 770, 535円
45人以上50人未満	16, 181, 335円
50人以上60人未満	16, 325, 328円
60人以上70人未満	16, 469, 322円
70人以上80人未満	16, 613, 315円
80人以上	16, 757, 308円

2 加配支援員等加算

支援を要する児童として市が認めた児童を受け入れるため、市が認めた人数の範囲内で当該児童の支援を行うための職員（以下「加配支援員等」と言う。）を追加配置する場合は、加配支援員等1人

あたり年額 3, 361, 300 円を補助基準額に加算する。

ただし、支援を要する児童として市が認めた児童が年度途中に入会した場合は、在籍した月割額、退会した場合は退会月の翌月を含んだ月割額（1 円未満は切り捨て）とする。

3 弾力運用加算分

次の表の加算項目の欄の区分に応じ、基準日の欄の基準日時点の児童数が「1 基本分」の第 1 号または第 2 号の表の児童数の区分の最低人数（20 人未満は 10 人、45 人以上 50 人未満は 40 人）を上回る場合は、加算項目の欄の区分ごとに対象児童数の欄の数に加算額の欄の額を乗じた額を補助基準額に加算する。

加算項目	基準日	対象児童数	加算額
弾力運用加算	各月（8 月を除く。）の 1 日	基準日における児童数から最低人数を差し引いた数（学校休業期間の一時入会児童の数を除く。）	1, 077 円／月
夏季弾力運用加算	8 月 1 日	基準日における児童数から最低人数を差し引いた数	2, 324 円／月
学校休業期間弾力運用加算	学年始休業期間 4 月 1 日 冬季休業期間 1 月 1 日 学年末休業期間 3 月 1 日	学校休業期間ごとの基準日における一時入会の児童の数	42 円に各学校休業期間における開設日数を乗じて得た額

--	--

別表第 3（第 5 条第 1 項第 2 号、第 3 号関係）

区分	補助要件および補助基準額	補助対象経費
賃借料補助	民設児童育成クラブを、民家・アパート等を活用して実施する場合の賃借料を補助するものとし、補助基準額は、1 支援単位あたり年額 3, 3 7 4, 0 0 0 円とする。ただし、所有権移転の条項が付されている賃貸借契約に係る費用は対象としない。	賃借料の実支出額
送迎費補助	1 授業終了後の学校等から民設児童育成クラブへの移動時の付き添いやバス等による送迎に係る費用を補助するものとし、補助基準額は、1 支援単位あたり年額 5 3 6, 0 0 0 円とする。 2 民設児童育成クラブの所在小学校区の小学校に加え、他の小学校や駅その他市長が認める場所まで送迎を行う場合、年額 5 3 6, 0 0 0 円を加算する。	送迎に係る人件費、謝礼、委託料、バス等車両の燃料費の実支出額

別記

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

㊞

連絡先

年度 草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付申請書

年度において草津市民設児童育成クラブ運営支援について、草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金_____円を交付されるよう、草津市補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1. クラブ名称

2. 事業の期間 年 月 日から 年 月 日まで

3. 児童数 人（ 年4月1日現在）

4. 職員の配置 人

5. 専用区画面積 m²

6. 交付申請額 運営費補助 円

賃借料補助 円

送迎費補助 円

計 円

7. 添付書類

（1） 団体の規約等

（2） 役員名簿

（3） 児童名簿（別記様式第2号）

（4） 支援員等名簿（別記様式第3号）

（5） 所要額調書（別記様式第4号）

（6） 運営費補助積算調書（別記様式第5号）

（7） 収支予算書（別記様式第6号）

（8） 事業計画書（別記様式第7号）

（9） 施設の案内図および平面図

（10） 施設の賃貸借契約書の写し

（11） その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条第3号関係)

兒童名簿

民設児童育成クラブ名

[illegible]

様式第3号 (第6条第4号関係)

支援員等名簿

民設児童育成クラブ名

支援員等の配置の考え方		常勤職員 (加配支援員等)		人・非常勤職員 人)		人
	氏名	雇用 形態	主に従事す る業務・役職	支援員 補助員 の別	基準条例第 10 条 第 3 項第 号該当	一週間の 勤務時間
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
勤務体制基準について						
開設日	8:00～	8:30～	12:00	～	17:30	17:30 ～19:00
学校休業日						
土曜日						
長期休業日						
支援員等の賃金等の待遇や職場環境について						
上記雇用における賃金・手当等の金額および職場環境が良好かつ安全になる体制確保についての考え方を記述すること。						
支援員等の研修について						
支援員等の資質向上のため、どのような研修体制を考えているかを記述すること。						

※ 雇用形態には、常勤職員か非常勤職員かを記入してください。

なお、常勤とは、この業務に31日以上雇用見込があり、かつ、週20時間以上勤務する人のことです。非常勤とは、パート・アルバイト、派遣社員等、この業務のために短期間雇用・委託する人をいい、週20時間未満勤務する人のことです。

※ 各項目について、実際に事業に従事する人を想定して記入してください。また、設定は、草津市児童育成クラブ条例、草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）の配置基準を参考にしてください。

【参考】基準条例第10条第3項各号

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学が認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専攻する研究科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

様式第 4 号（第 6 条第 5 号関係）

所要額調書（草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金）

民設児童育成クラブ名 _____

区 分	補助対象経費 A	補助基準額 B	A と B のい ずれか少ない額	補助金額	備考
運営費補助	円	円	円	円	
賃借料補助					
送迎費補助					
合計					

様式第5号（第6条第6号関係）

運営費補助積算調書

民設児童育成クラブ名

1 基本分

定員	4月1日 児童数	特定事業 実施※1	基準額 A
		有・無	

2 加配支援員等加算

(1) 加配対象児童

N0	児童氏名	学年	区分※2	利用期間	在籍月数
1				月 日～ 月 日	
2				月 日～ 月 日	
3				月 日～ 月 日	
4				月 日～ 月 日	
5				月 日～ 月 日	

(2) 加配支援員等

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3：1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1：1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
基準額 B												

3 弾力運用加算分

項目		対象 児童数	開設 日数	基準額 C
弾力運用加算				
夏季弾力運用加算				
学校休業期間弾力運用加算	学年始			
	冬季			
	学年末			
合計				

基準額（A＋B＋C）D	徴収すべき保育料額 E	補助基準額（D－E）

※1 「特定事業実施」欄は、学習や運動教室との連携、昼食提供サービスなど、多くの児童の受け入れに資する魅力ある事業を実施する場合に「有」とすること。

※2 「区分」欄は、加配対象児童に対して「3対1」もしくは「1対1」支援の区分を記載すること。

様式第 6 号（第 6 条第 7 号関係）

収 支 予 算 書

民設児童育成クラブ名

(1) 収入の部 (単位 円／税込み金額)		
項 目	金額	内 訳
保護者負担金		
保育料		
おやつ代		
教材、材料費		
その他		
補助金		
その他収入		
合 計		

(2) 支出の部 (単位 円／税込み金額)		
項 目	金額	内 訳
支援員等人件費		
(内 加配支援員等)	()	
給料		
手当		
社会保険料		
福利厚生費		
研修費		
その他		
児童活動費		
保育材料費および保健衛生費		
備品購入費他		
活動費		
保険料		
おやつ代		
施設維持管理費		
光熱水費		
事務用品および印刷製本費		
通信運搬費		
修繕料		
施設利用料		
賃借料		賃借料 /月
共益費・駐車場代等		
送迎費		
その他		
合 計		

様式第 7 号（第 6 条第 8 号関係）

事業計画書

民設児童育成クラブ名

1. 組織の概要

設立年月日	
職員数	

2. 運営概要

設立目的 ・理念	
沿 革	
主たる業務と 実績	
保育（養育）の 実績	

3. 草津市民設児童育成クラブ保育業務内容等

(1) 保育業務内容等

①実施期間
年 月 日 から 年 月 日 まで
②保育方針と保育内容
③活動行事等
④障害のある児童、特に配慮を必要とする児童への支援について
⑤衛生管理・安全対策（事故、防災、防犯、来所・帰宅時 等）について
⑥苦情対応

⑦緊急連絡体制
⑧個人情報の取り扱いについて
⑨保護者との連絡・連携
⑩関係機関等との連携について
⑪サービス向上について
⑫感染症、防災、防犯等に関する訓練の実施について

⑬資質向上、人権擁護・虐待防止、感染症・食中毒等に関する研修の実施について
⑭安全計画の策定等について

(2) 年間の事業（活動）計画

	活 動 行 事 等 (実施意図や回数なども記述すること)	施設・設備の維持管理、安全点検 等 (季節要因も考慮したものを記述すること)	訓練（感染症、避難訓練・防災訓練等） 等（実施意図や回数なども記述すること）
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
1 0 月			
1 1 月			

年度 月分保育料実績報告書

民設児童育成クラブ名

基本保育料

児童数			
人	×	円	円
人	×	円	円
人	×	円	円
小計			円

加配児童の保育料

学年	加配児童名	基本＋延長保育料

延長保育料

[illegible]

当月分の未納者

学年	児童名	未納料金	学年	児童名	未納料金
			小 計		

様式第9号（第7条関係）

月出席人数報告書

民設児童育成クラブ名

単位（人）

学年別人数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
内1：1加配児							
内3：1加配児							

出席人数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
日付	曜日							
1日								
2日								
3日								
4日								
5日								
6日								
7日								
8日								
9日								
10日								
11日								
12日								
13日								
14日								
15日								
16日								
17日								
18日								
19日								
20日								
21日								
22日								
23日								
24日								
25日								
26日								
27日								
28日								
29日								
30日								
31日								
計								

様式第10号（第8条第1号関係）

年度業務実施体制

民設児童育成クラブ名

1. 支援員等の配置状況

ふりがな 氏名	雇用 形態	主に従事する 業務・役職	支援員 補助員 の別	基準条例 第10条 第3項第 号該当※	一週間の 勤務時間	雇用期間

※ 「基準条例第10条第3項第 号」の欄には、次の中で該当する番号を記載してください。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専攻する研究科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

様式第11号（第8条第2号関係）

年度業務実績報告書

民設児童育成クラブ名

1. 年間行事実績

月	活動行事等	施設・設備の維持 管理、安全点検等	訓練（感染症、避難訓練・防犯訓練等）等
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

2. 年間利用状況（毎月1日現在の入会児童数）

月	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
学年始						
4月						
5月						
6月						
7月						
夏季一時						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
冬季一時						
1月						
2月						
3月						
学年末						
合計						

備考：障害児童数については内数とし（ ）で記載してください。

様式第12号(第8条第3号関係)

年度職員研修実績報告書

民設児童育成クラブ名

1. 職員研修実績

[illegible]

様式第 1 3 号（第 8 条第 4 号関係）

所要額実績調書（草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金）

民設児童育成クラブ名 _____

区 分	補助対象経費 A	補助基準額 B	A と B のい ずれか少ない額	補助金額	備考
運営費補助	円	円	円	円	
賃借料補助					
送迎費補助					
合計					

様式第14号（第8条第5号関係）
運営費補助積算調書

民設児童育成クラブ名 _____

1 基本分

定員	4月1日 児童数	特定事業 実施※1	基準額 A
		有・無	

2 加配支援員等加算

(1) 加配対象児童

N0	児童氏名	学年	区分※2	利用期間	在籍月数
1				月 日～ 月 日	
2				月 日～ 月 日	
3				月 日～ 月 日	
4				月 日～ 月 日	
5				月 日～ 月 日	

(2) 加配支援員等

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3：1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1：1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
基準額 B												

3 弾力運用加算分

項目	対象 児童数	開設 日数	基準額 C
弾力運用加算			
夏季弾力運用加算			
学校休業期間弾力運用加算	学年始		
	冬季		
	学年末		
合計			

基準額（A＋B＋C）D	徴収すべき保育料額 E	補助基準額（D－E）

※1「特定事業実施」欄は、学習や運動教室との連携、昼食提供サービスなど、多くの児童の受け入れに資する魅力ある事業を実施する場合に「有」とすること。

※2「区分」欄は、加配対象児童に対して「3対1」もしくは「1対1」支援の区分を記載すること。

様式第15号（第8条第6号関係）

収 支 内 訳 書

民設児童育成クラブ名

(1) 収入の部 (単位 円／税込み金額)		
項 目	金額	内 訳
保護者負担金		
保育料		
おやつ代		
教材、材料費		
その他		
補助金		
その他収入		
合 計		

(2) 支出の部 (単位 円／税込み金額)		
項 目	金額	内 訳
支援員等人件費		
(内 加配支援員等)	()	
給料		
手当		
社会保険料		
福利厚生費		
研修費		
その他		
児童活動費		
保育材料費および保健衛生費		
備品購入費他		
活動費		
保険料		
おやつ代		
施設維持管理費		
光熱水費		
事務用品および印刷製本費		
通信運搬費		
修繕料		
施設利用料		
賃借料		賃借料 /月
共益費・駐車場代等		
送迎費		
その他		
合 計		

別記様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条第3号関係）

様式第3号（第6条第4号関係）

様式第4号（第6条第5号関係）

様式第5号（第6条第6号関係）

様式第6号（第6条第7号関係）

様式第7号（第6条第8号関係）

様式第8号（第7条関係）

様式第9号（第7条関係）

様式第10号（第8条第1号関係）

様式第11号（第8条第2号関係）

様式第12号（第8条第3号関係）

様式第13号（第8条第4号関係）

様式第14号（第8条第5号関係）

様式第15号（第8条第6号関係）